

国立大学法人佐賀大学教育職員の任期に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学(以下「本学」という。)の教育研究の活性化を図ることを目的として、本学における教育職員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める教育研究組織及び職等)

第2条 任期を定める教育職員(教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。)の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項により任期を定めて採用、昇任、降任又は配置換(以下「任用」という。)された教育職員は、その期間中(当該任期が始まる日から1年以内の期間を除く。)に退職することができる。

(任用の同意)

第3条 任期を定めて教育職員を任用する場合には、別紙様式により、当該任用される者の同意を得なければならない。

(業績の審査)

第4条 教育職員を再任しようとする場合、その可否は、当該教員の任期中の業績審査に基づき、任期満了の日の6月前までに決定するものとする。

2 前項の業績審査は、次に掲げる事項について行うものとし、その審査の方法、項目等審査のために必要な事項については、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

(1) 教育活動に関する事項

(2) 研究活動に関する事項

(3) 診療活動に関する事項(医学部、医学部附属病院に所属する診療活動に従事する教育職員)

(4) 本学の管理運営、社会への貢献等に関する事項

(公表)

第5条 この規程を制定又は改正したときは、本学学報等により、広く周知を図るものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、施行日の前日に別表の教育研究組織において任期を定めず任用されていた教育職員については、引き続き任期を定めないものとする。ただし、施行後、当該教育職員から任期を定めることについて同意が得られた場合にあつては、この限り

でない。

- 3 この規程施行の際、施行日の前日に任期を定めて任用されていた教育職員のうち、当該任期が施行日後となる者の最初の任期については、別表の任期欄の規定にかかわらず、施行日の前日に定めていた任期の残任期間とする。

附 則（平成16年7月20日改正）

この規程は、平成16年7月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月25日改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、平成17年4月2日から平成20年3月31日までに新たに有明海総合研究プロジェクトに採用される教員の任期は、別表の規定にかかわらず、平成20年3月末日までとし、平成20年4月1日以降に新たに採用される教員の任期は、平成22年3月末日までとする。

附 則（平成18年2月16日改正）

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日改正）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、施行日の前日に任期を定めて任用されていた助教授のうち、施行日に准教授に任用される教育職員で当該任期が施行日後となる者の最初の任期については、別表の任期欄の規定にかかわらず、施行日の前日に定めていた助教授としての任期の残任期間とする。
- 3 この規程施行の際、施行日の前日に任期を定めて任用されていた助手のうち、施行日に助教に任用される教育職員で当該任期が施行日後となる者の最初の任期については、別表の任期欄の規定にかかわらず、施行日の前日に定めていた助手としての任期の残任期間とする。

附 則（平成20年10月17日改正）

- 1 この規程は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、改正前の別表の任期欄の任期により任用されていた医学部医学科（臨床医学系講座）並びに医学部附属病院全診療科及び中央診療施設等の助教のうち、当該助教の任期の末日が施行日後となる者の最初の任期については、改正後の別表の任期欄の任期にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規程施行の際、採用の資格審査又は再任の業績審査が終了し、採用又は再任が可とされた医学部医学科（臨床医学系講座）並びに医学部附属病院全診療科及び中央診療施設等の助教のうち、当該助教の採用日又は再任後の任期の開始日が施行日以後となる者の任期については、採用の資格審査又は再任の業績審査の際の任期にかかわらず、改正後の別表の任期欄の任期とする。

附 則（平成22年3月25日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織		対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規定
部局	部門，講座，研究部門等				
医学部	医学科（臨床医学系講座）	教授	10年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第2号
		助手	3年	再任可 ただし、 1回限り	法第4条第1項第1号
	医学科（基礎医学系講座） 看護学科	教授	10年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	7年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	7年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第2号
		助手	5年	再任可 ただし、 1回限り	法第4条第1項第1号
医学部附属病院	全診療科及び中央診療施設等	教授	10年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第2号
		助手	3年	再任可 ただし、 1回限り	法第4条第1項第1号
医学部附属地域医療科学教育研究センター		教授	10年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	7年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	7年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第2号
		助手	5年	再任可 ただし、 1回限り	法第4条第1項第1号
医学部附属先端医学研究推進支援センター		教授	10年	再任可	法第4条第1項第1号
		准教授	7年	再任可	法第4条第1項第1号
		講師	7年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第2号
		助手	5年	再任可 ただし、 1回限り	法第4条第1項第1号

海洋エネルギー研究センター	海洋流体エネルギー分野	教授 准教授 講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号
		助教	5年	再任可	法第4条第1項第2号
	海洋温度差エネルギー分野	助教	5年	再任不可	法第4条第1項第2号
留学生センター	英語教育部門	准教授 講師	3年	再任不可	法第4条第1項第3号
地域学歴史文化研究センター	全研究部門	教授 准教授 講師	5年	再任可	法第4条第1項第1号

備考 医学部医学科（臨床医学系講座）及び医学部附属病院間で配置換した者の異動後の任期については、異動前の職における残任期間をもって、その任期とする。

別紙様式

同 意 書

年 月 日

佐 賀 大 学 長 殿

氏 名 印
(自署)

私は、佐賀大学 に就任するに際し、大学の教員の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第 号及び国立大学法人佐賀大学教育職員の任期に関する規程（平成16年4月1日制定）第2条の規定に基づき、下記のとおり任期により任用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで